

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.32

平成 20 年 1 月 10 日

**携帯電話に、身に覚えのない内容のメール(情報サイトに登録料が発生しているので連絡せよ)が届き支払ってしまった！！**

**被害内容**

**【相談者 30代女性】**

自分の携帯電話に、身に覚えのない業者から「情報サイトの無料期間が過ぎても退会処理がされていない。登録料や延滞料が発生しているので連絡するように」等の SMS(ショートメッセージサービス)が届いた。脅迫めいた内容の記載があったので、電話をかけて、言われるままに 21,000 円を入金したところ、他にも未納金があると言われた。また、聞かれるままに住所・氏名を答えてしまった。

SMS・・・同じ携帯電話会社の利用者間で、電話番号あてにメールを送受信できる機能のこと。

## 対処方法

これは、携帯電話の SMS のサービスを悪用した、新たな「架空請求」の手口です。

- ・ 利用していなければ、請求があっても支払わないことです。
- ・ また、絶対に自分から連絡しないこと、個人的な情報を知らせないようにしましょう。証拠となるメールは保存しておきましょう。
- ・ 相談者のように、万一支払ってしまった場合は、警察に相談してください。
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

すぐに 21 千円を振り込むように！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・消費者金融・多重債務相談)